

株 主 各 位

(本店)京都市下京区西七条東久保町55番地

((本社事務所)京 都 市 南 区 吉 祥 院
大 河 原 町 5 番 地)

第一工業製薬株式会社

代表取締役社長 大 柳 雅 利

第145期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第145期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第145期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第145期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本二件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果及び計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき3円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の理由は、次のとおりであります。

- 1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されました。そこで、これに対応するため株券、実質株主、実質株主名簿に係る規定を削除し、その他所要の変更を行いました。
- 2) 株券喪失登録簿について、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を新たに設けました。

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (以下削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</p> <p>第14条～第34条(条文記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</p> <p>第13条～第33条(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p>

- 第3号議案 取締役9名選任の件
本件は、大柳雅利、佐伯周二、坂本隆司、堤 英二郎、松本和久、浦山 勇、蛭子博幸、糸長丈秀、豊田元則の9氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- 第4号議案 監査役1名選任の件
本件は、鈴木直文氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
本件は、松本智之氏が補欠の社外監査役に選任されました。

以 上

株主総会終了後開催の取締役会の決議により、次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

取締役社長（代表取締役）	大 柳 雅 利
専務取締役（代表取締役）	佐 伯 周 二
専務取締役	坂 本 隆 司

また、監査役会の決議により、次のとおり常勤監査役が選定され、就任いたしました。

常勤監査役	鈴 木 直 文
-------	---------

以 上

配当金のお支払いについて

第145期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」に記載の方法により、平成21年6月25日から平成21年7月31日までの期間中に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

なお、銀行振込またはゆうちょ銀行振込ご指定の方につきましては「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

以 上